

母と子の生活史

A子さんは九州のある市で生まれ、祖父母・母・兄の5人暮らしであった。父は全然知らない。3才の頃、小児マヒにかかり、以後、家族はもちろん、周囲の者から虐待の連続であった。兄が小学校に通うようになって、ひらがな・簡単な漢字の読み書きや数・時計の見方をおそわったが学校へは行けなかった。

母が再婚したので、祖母の手で育てられた。祖母は家族の眼を盗んでは何かと可愛がってくれたものである。でもいつまでも家にいることができず、15才の時大阪へ逃げるようにして出てきた。生野区でミシン工として約10年がんばっていたが、鉄工所勤めのB氏と知りあい、結婚精一杯尽したが、限界を感じ子どもを引きとって自分から離婚を申し出た。B氏が再三考え直すように言ってきたが決意は不変。福祉住宅に入居中C氏と再婚、子どもに対して冷淡なため、短期間で別居。その後離婚。今は福祉に頼りつつも子どもの成長を楽しみにしている。

一家をとび出した理由はなんですか

●叔父の結婚話が持ちあがり、おまえのような者がおると嫁にくる人がいないと、家族や親類の者から言われたからあてもなく大阪へくることになった。

—大阪へきてまずどこで何をされましたか

●生野区の縫製工場にミシン工として勤めた。当時は給料が安く皆やめていく中で何にも考えず10年間がんばった。

—最初の結婚についておきかせください

●B氏は近くの鉄工所勤務の人で、まじめで社長にもお気に入りの働き者であった。家の方に結婚について相談したら、おまえのような者が結婚するガラかと相手にされず、みじめな思いをした。この生活も約2年で終局を迎えた。

—どうして離婚するようになったのですか

●夫には尽すだけ尽した。倦怠期だったかな、限界を感じて自分から離婚を申し出た。B氏は再三思い直すように申し入れてきたが、決意は変わらなかった。

子どもが小学校へ入学する前に会いましたら、入学祝いに何かをとということであったから流行の子ども用の机にせず、一生使えるものと思い、木製の机を買ってもらった。今も使っている。

—祖母の死についておきかせください

●電報を受け取りすぐ帰郷したが、遠い九州で現在のように新幹線が走っている時代ではなかったから葬儀には間にあわず、皆の

者から一番可愛がられながら遅れたとなじられた。祖母の思い出は頭から離れたことはない。つくづく生みの親より育ての親だと思ふ。

—京橋のパチンコ屋の住込時代はどうか

●子連れでその上身体にハンディーを持つ身、なかなかいい返事はもらえず無理に頼んで働かせてもらった。玉売場に出て、なれぬ手つきで玉を渡したり、おつりを出したり気をつかうことばかりであった。

—母子寮（北区、東住吉区）に入寮中の生活はいかがですか

●寮の先生方には受けがよかったほうである。入寮中いやだったことは、倉庫があいていると中の物資を勝手に持ち出し自分のベッドの下の箱に隠したり、同性同士でいやらしいことをしたり、消灯後酒を飲んだり、寮の規則違反であるからやめるように言っても聞いてくれなかった。

寮長を命ぜられてからは、悪事をみてだまっているわけにはいかないので寮の先生に事実を報告することもあったので、寮の人との人間関係が悪化し別の母子寮（東住吉区）に移った。

そこでは、私が便所を汚すとぬれぎぬをきせられることが度々で遂に口論となることもあって住みにくくなって出た。

—平野区の福祉住宅入居中のことについておきかせください

●日払いアパートに入居していたころは、共同炊事場で食事をつくる時は一時に集中するので、ナベの中まで知られいやだった。やっと福祉住宅に入れるようになり、2Kで陽当りがよく家賃も安く、風呂つきでその上電話もあり便利でよかった。

—C氏との再婚、間もなく離婚したようですが

●C氏は内装関係の職人で、住宅のカーペットをつけてもらった。再婚にはアレコレ考えもせず結婚した。一週間もしないうちにC氏の籍に入籍した。C氏は酒を飲んで帰宅し、子どもに暴力をふるうことがあったので別居した。夫婦生活はごく短期間であった。籍をなかなかぬいてくれず困った。家裁にも相談したが、C氏は行方不明で放置された。最近E氏のはからいでやっと除籍できた。簡単にできたようでいつC氏が現れゴネられるのではないかと思うと不安である。やってきたら子どもは男の子で大きくなってきたから追いかえすように言っている。

—子どもの小学校時代の思い出は

●家で勉強をみたり学校の参観日に行くことは殆んどなかった。

担任の先生からよく言われたことは「考え方」がいいとほめてくれたこと。6年生のころから家出をするようになった。子どもは正月やお盆に故郷へ帰ることもなく、お年玉ももらえず、おじいさん、おばあさん、お父さんの味を知らず可哀想でならない。

—福祉住宅を出るようになったのはなぜですか

●入籍までしているのに他人の口に戸はたてられない。周囲から男性関係がだらしないと誤解され、あることないこと噂され、住みにくくなり出るようになった。福祉住宅には今も未練ある。子どもが家出したらあいりん地区にきており、私も組合運動に参加するようになり、この地区へ舞いもどってくるようになった。

—中学生になってからも家出をしたが、理由は

●子どもは口が重く、親には反抗する子どもではなかったが、金を持ち出したことが度々あった。子どものいない家はさびしかった。金はもういいから早く帰ってほしいと思い続けていた。しばらく安定し静かな日が続きホッとしているとまた家出。最後には郵便局へ福祉年金を受取りにやったら、路上で大金をとられたため、今までのこともあり信用してくれないと思い、ある店に住込みで働いていたところを見つけれられて(約2ヶ月)連れ帰った。その時は今まで余り話さなかった子どもが大金を盗られすみませんでしたとあやまった。それから学校の近くには来ないでほしい、酒は飲まんでほしいと訴えた。約束は守るつもりや、でも人間には絶対いうことはないで、約束を破った時は許してほしいといったら一応子どもは平静にもどり、それから家出しても2～3日で帰宅するようになり、今では家出の心配は消えたように思う。

—地区のD氏が子どもを可愛がってくれているようだが、どんな関係ですか

●D氏がけがをした時、子どもが介抱してあげたのでそれをきっかけに何かと面倒をみてくれているようである。特に家出をした時など親身も及ばぬ程のことをしてくれたこともある。今は全然行き気はしておりません。

—地区や学校のことについて印象は

●暮らしやすいところ。学校は弁当の心配などしないでいいから大変助かりありがたい。

—子どもはどんな人間になってほしいか

●大卒や高卒がこの辺にはゴロゴロしている。学歴はいらん。学歴ではメシは食っていかれん。子どもには好きな道を選ばせるが

早く自立できるようになってほしい。その時には親として援助できることはしてあげたいと思っている。

自立—自営業—し、人手もいるようになったら、人間ができていて理解のある女性だったら、結婚してほしい。結婚式にはお世話になった人を招んで、盛大にやりたい。老後は孫を相手に過ごしていきたいと願っている。

—最近この辺で会いませんが何か変わったことでもあったのですか

●もちろん変わりました。地区には余り顔を出していません。酒は遠ざけており、住人とも今までのようにべらべらしゃべるようなことはないので、近頃冷たくなったと小言を言われている。私でも働ける場所があったら働きたい。

—子どもが就職すると学校と違って早朝から遅くまで家を空けることになるときびしくならないか

●男の子は仕事や、さびしいことはないで。

—子どもに残したいことが一つあると言われたが何ですか

●金ではない、どこにも誰にも甘えることはなく自力で生きること。自分の生き方を通して、こどもに伝えたい。

対談を終えて

A子さんの発言内容を文章化するには、筆者の表現力や紙数の関係で不十分であったことをまずお断りしておきます。

A子さんはものごころついてから、ただ何とかひとり立ちすることを考え行動してきたのではないだろうか。3才までは明るく落着いた環境、愛情あふれる中で育ったのだろう。A子さんは明朗で生命力に溢れ、求知心が旺盛であり、知的には素晴らしいものをもっている。永年つきあってみると自分の身体的なハンディを感じさせない。またA子さんの交友範囲の広さは抜群であり、あいりん地区には男性が多く、ふだんからしゃべっているうちに酒も入るようになる。多年の体験から話題も豊富、人間を視る感覚は鋭い。

地区の人々は、教祖的な存在であるA子さんの断定的話術に一種のやすらぎを得るのだろう。A子さんの生きざまから学ぶことは多く、対談中時間の立つのも忘れるほどであった。

昭和59年2月1日 採録

1. はじめ

私は1976年末、セツツルメントとして釜ヶ崎の子ども会活動に参加し、1978年4月大阪市立新今宮小中学校（旧あいりん小中学校）のケースワーカーに赴き、いっそう釜ヶ崎の子どもたちの問題に目を向けることができ、ここに論文として釜ヶ崎の子どもたちの現状と課題を提起してゆくことができるのである。
昭和55年1月31日

2. 釜ヶ崎の子どもの現状

2-1. 不就学・未就学児童

現在、教育政策が進展する中で、不就学・未就学児童は徐々に減少する過程にあるが、全国の寄せ場に働く日雇労働者はおよそ300万人と言われ、義務教育における不就学・長期欠席の児童は、現在（1974年）でもなおかつ30万人はいると言われているのである。現に釜ヶ崎には不就学・未就学児童の対策の学校、大阪市立新今宮小中学校（旧、あいりん小中学校）があり、1979年度に不就学で相談を受けたケースが12ケースある。

不就学・未就学がつくられる原因は、現在の教育制度に應じきれない家庭の側にも多くの問題が存在するのである。ここで新今宮小中学校での就学・就籍相談の代表的事例を上げて具体的に示そう。

事例1

児童 A君（小2） 無籍
実母 B子
現在の父（内縁） 左官（日雇）
兄弟……姉C子 校区の中学校1年に在籍。前の父親の子
弟 次男D、三男E……無籍
住居 6畳1間の木造アパート
（相談内容）

重婚内縁関係にある家庭で、A君ら3人兄弟の出生届ができず、A君は学齢期に達しても就学できなかった。

母親の前の夫は酒飲みで、アルコール中毒で入院する状況にあった。母親B子としては、もはや、この夫と一緒に生活してもうまいかなと思ひ、その後、娘C子連れて別居して現在の夫と知り合った。母親B子は前の

夫に対して離婚を願い出たが、認められず三男のEを妊娠した時、やっと協議離婚の形で成立した。しかし、戸籍法によりA君ら3人の兄弟の就籍は簡単に行く状況でなかった。

事例2

児童 F子（小6） 無籍
F子は小学校5年生で新今宮小学校に仮入学した。それまで不就学であった実母G子……ホステス
姉……無籍だったが、民生委員の計いで仮入学していた。高1で中退して現在家庭に籠りがちである。
住居 4.5畳2間木造アパート
（相談内容）

母親G子は27歳の時、別れた夫と同棲し、夜中心のホステスの仕事をしていたが、夫は次女のF子が生まれて約8ヵ月後、他の女性と関係をもって一緒になったので別れた。その後、母親ひとりで2人の娘を育て、仕事場所をあちこちと変わって今日に至った。その間、2人の娘には不就学期間があつて、母親自身の籍もどこにあるのか判らぬ状態であった。

母親の籍が確認された現在、娘たちのことも考えて早急に就籍の手続を援助してもらいたいという相談である。

事例3

児童 H君（小5）
養父 Iさん 建築、土工（日雇）
住居 簡易宿泊所4.5畳
（相談内容）

H君、生後3ヵ月の時、Iさん夫婦（内縁）に預けられた。H君が4歳になった頃、H君の育児のことでIさん夫婦の間に亀裂が生じて、Iさんは妻と別れて、ひとりでH君を今日まで飯場を転々としながら育てて来た。

H君の実母は現在再婚されているようだが、行方不明の状態である。H君の籍の有無も判らない状態である。

H君は、就学相談を受けるまで、約5年間不就学であった。

事例4



児童 J君(小6)
 実父 鉄筋、土工(日雇)
 住居 簡易宿泊所 1.5畳
 (相談内容)

市立更生相談所配置の児童相談所児童福祉司より紹介を受ける。

J君が4歳の時、父親は10歳年下の妻と別れたが、父親は酒をよく飲み、生活が苦しくなるとJ君を養護施設に入れ、寂しくなると強引にJ君を引きとる生活が続き、J君はこれまで学校を6校変わって、不就学期間もあった。

父親の飲酒は続いているが、親子で生活した方が、生活がより安定するだろうという判断で、就学の相談を受ける。

事例5
 児童 K子(小1)
 実母 在日朝鮮人
 内縁の父 土工(日雇)
 住居 簡易宿泊所3畳
 (相談内容)

母親が在日朝鮮人、父親が日本人の内縁関係にある両親の間に出生したK子であるが、K子の出産時には、外人登録手帳を紛失してしまっていて、出生届ができず、K子が学齢期に達しても就学できない状態であった。

以上5つの事例のどれを見ても、悲惨な状況を物語っている。

夫婦間の問題を初めとする家庭内での生活問題がもろに子どもの就学問題に波及している。出生時の夫婦に及ぼす外的要因(経済的不安)と夫婦間にある内的要因(性格相違)が相互にからみあって子どもを無籍にしてしまい、そして、外的要因と内的要因により作り出された欠損家庭(父子家庭、母子家庭)において、生活過程で子どもの教育を考える前に不安定状態にある生活に苦慮することに追われてしまうのである。

社会生活上充足されるべきものが、個々の主体的側面において支障をきたし、子どもの育成に大きく影響を与えたと言える。

岡村重夫氏は、社会制度と個人との社会関係で成り立っている社会生活において、社会

成員の生活上の要求を充足するためには、社会成員の生活を個別化して理解し、かつ彼のもつ社会関係の全体を調整するような社会福祉的機能が補充的、追加的に必要であると述べている。

個人の社会制度への適応過程を規定するものは個人のもつ社会関係全体であり、社会関係の主体的側面を問題とする個別化的援助の方策がなされるべきであろう。

事例1の未就学は司法機関への手続援助を行なうことによって解決する。

A君の家庭は6人家族であり、父親の仕事と母親の手内職でもって生計を成り立たせている。生理的要求のみに追われてしまう生活の中で、子どもたちの教育まで手を出せなかったのが現状である。

事例2は出生届手続の援助である。事例1の手続と同様に、出生時に手続が踏まれていれば容易に片付くものが、その手続に遅れば遅れるほど厄介なのが社会的ルールである。

普通、出生届は出生後2週間以内に届けられれば親の戸籍に難なく入籍されるが、学齢時くらいでの手続では法務局の決定がくだるまで約半年はかかるのである。それまでも、親の戸籍謄本と住民票謄本、医師の出生証明書の手入と出生届の遅れた理由を示す書類を準備するにも時を要するのである。

事例1においては、前の父親に対して親子関係不存在の調停、審判を家庭裁判所で受けることになるので、さらに手続が困難なものになるのである。

F子の母親はひらがなしか判らなかったので、役所へ行っても、受け渡される書類の意味が判らなかつただろうし、母親にとって役所へ届け出るにも勇気がいったであろう。

母親とワーカーとの間に信頼的対人関係(ラポールraport)をつくり上げることによって、母親に子に対する責任が強められなければならない。

現在に至っては、F子ら2人の娘の就籍も完了し、母親は2人の娘を育てることに生き甲斐をもって仕事を続けられている。

事例3はまずH君の戸籍があるのかを調べなければならない。しかし、養父であるIさんからH君の実母の話聞くが、もう10年来会



っていないこともあって、実母を見つけ出すことは困難であった。

偶然にも市立更生相談所の児童相談所児童福祉司がH君の事を知っていて、彼には兄が居て、O学園の養護施設に入っていることが判った。そしてH君の入籍も確認できたのである。

IさんとH君の法的な養子縁組はH君の親権者である実母が見つけれぬ今、H君が15歳になってから、IさんとH君との間で話し合うこととなった。

H君が約5年間不就学であったのは、IさんがH君の実父でないことを隠し続けてきたことも原因しているようだ。

事例4は父子家庭の生活の安定に向けて、父親からの生活相談に応じ、J君が通学しやすくなるようにしていくのである。

父親とワーカーのラポールをつくり上げることによって、父親の子に対する責任が強められるのである。

事例5は母親が在日朝鮮人の場合の事例であるが、外人登録手帳を紛失のままにしていたため、入国管理法違反で調べを受けたりしてK子の就籍手続も複雑になるのである。

母親は内縁の夫が余り仕事をしないでゴロゴロしているのを理由に酒をよく飲み、夫婦間の不和が原因でK子の出生届が遅れたようだ。

何故に不就学・未就学の子どもが生まれるのかももう一度考えてみたい。

人間社会には秩序ある社会を構成していくことが大前提にあって、すべての社会は(I)保健衛生、(II)経済、(III)人口増殖、一家族、(IV)教育、(V)秩序維持、(VI)精神的文化に関する社会制度を欠くことができないのである。

社会生活とは個人と社会制度との交渉関係によってはじめて営まれる独自のものである。

個人の社会生活にこれら社会制度からの役割期待に応答しえない状態にあった時、社会的問題が生じるのである。

それは教育という専門的分業制度の政策からとり残された状態として不就学・未就学の子どもの問題の発生が考えられる。

一般に言う人間社会は、出生届をし、住民

登録しない限り、就学通知(=許可)がおりない社会なのである。

昨今においては、部落解放教育が進められる中で、不就学・未就学の児童の学習権の保障のため、将来住民登録することを前提に校区の学校に仮就学できる制度が敷かれ、不就学・未就学の問題は漸次的に解消する方向にあるのである。

2-2. 怠学・長期欠席児童

この怠学・長期欠席の問題は全国的な児童問題として上げられている。

全国統一の教育体制の中で、学校の授業は全国共通のカリキュラムに沿って進められるため、それに落ちこぼされてしまう子どもが学校嫌いとして出てくるのである。

釜ヶ崎におけるこの問題はそれよりもっと教育以前の問題があると言っても過言でない。釜ヶ崎の子どもにとって学校へ行くことは家庭内の問題をひっさげでの登校であり、しまいには「なんで学校なんか行かなあかんねん。」という様に子どもたちにとって学校は遠い存在になってしまっている。

これらの問題は家族関係の葛藤や地域社会条件、経済的困難およびその他の社会的また情緒的問題の反映と言える。

次に3つの事例を示して釜ヶ崎での怠学・長期欠席児童の問題を考えたい。

事例6

児童 M君(中2)

(家庭状況)

日雇労働(高職)する父親との父子家庭。父親はかつて極道であったらしく身体に入れ墨を入れている。三角公園のステージ上で麻雀、将棋をする連中を飲み友だちとして持っている。またこの親には児童の非行によく関係するTという労働者を友だちとしてつきあっている。父親は短気な性格で、話のうちどこか嘘を言う人である。時には息子である君に対し、きつい仕置き(箸で足を突く行為、包丁で頭を殴る行為)をすることがあった。

(M君の行動)

小学生時代から怠学気味で学級担任がよく家庭訪問をしたと聞くと、中学2年になっても

その行為は直っていない。最近では車の中に入って窃盗(車上荒し)を行なって西成署に補導されることも起きた。

小学生の時、てんかん症で通院していたこともあって、父親から放任された状態で育ち、気ままな性格である。パチンコ等のゲームをやって学校を怠ることが多い。喫煙もしている。

事例7

児童 N君(中3)

(家庭状況)

父子家庭。一昨年の夏、生活館から市営住宅に転居したが、部屋の中は万年床で衣類等と雑誌が散らかっていて、父と子とも生活面で荒れほうだいである。父親は病弱で借金と返済の繰り返しのために日雇の仕事が続いているが、父親は神経質な性格をもち、N君が余りにも勝手な行動をとると、自分も仕事を休んで酒浸りになるのである。

(N君の行動)

喫煙、怠学、夜遊び、外泊の虞犯行為、窃盗等の触法・犯罪行為の問題行動を続けている。父親に対しては不信と甘えとが共存した状態にあって、時には飯場へ入って日雇の仕事をしたり、他の中学生とシンナー遊びをしたりしてエスカレートする状態であった。

事例8

児童 P兄弟(小5(長男)、小3(次男))

(家庭状況)

小5の兄は母親の連れ子で、継父との間に小3の弟が生まれた。P兄弟は異父兄弟。

夫婦は内縁の関係にあって、母子家庭という形で生活保護を受けている。継父は遠方の出張の仕事(日雇)が多く、普段は母親とP兄弟の3人でH荘の日払いアパート(4.5畳)に生活している。4.5畳1間に日常生活に不必要な物と思われる物も含めて家財道具がぎっしりと詰まっていて、2畳ほどの空間しかないところにシャム猫が5匹も飼われている。母親は芝居小屋へ行くのが好きで、このP兄弟を学校を休ませてまで連れて行くこともあった。またP兄弟に対して経済的な面で甘く、P兄弟がダダをこねると小使いを潤沢に与えたりも

した。また母親は学力的に劣り、ひらがなしか判らないこともあって、学校からの連絡書類の読解もせず、放っておく状態であった。

(P兄弟の行動)

継父の出張期間中、特に怠学が目立つ。外食が中心で彼らの一日の小使いは500円～1000円と多く、その金の大半はゲーム代に変わってしまう。

兄の方は他の少年と難波、阿部野界隈に出て遊び、次いでに自転車を盗んで乗ったり、時にはスリをしたりすることがあった。補導歴も多く、中央児童相談所に一時保護されることもあった。

怠学・長期欠席の児童の例として以上3つの事例を上げたが、現在の釜ヶ崎では出生届、住民登録ができなくて不就学になったという問題よりも、怠学・長期欠席児童が出て虞犯、触法、犯罪と発展する問題行動の方が、釜ヶ崎地域の小・中学校で深刻な問題となっている。

これらの事例は家庭において親の側から子への教育的働きかけが全くなされていない。中学生にもなると、親への不信感が高まって、外泊、そして窃盗等による非行に走ってしまう傾向がある。そして彼らにとって現社会制度のもとに置かれた学校の存在は何の意味もなさないものと思われてくるのである。

子どもたちには甘い道だけができ、彼らの向上心は崩されていくのであり、現在の人間社会がつくる社会制度の脱落者と化しているのである。

これらの問題は今の教育福祉政策では覆い切れない問題である。

非行の問題は個々のケースすべてに家庭の問題がつきまとっているのは事実であるが、父親の労働形態が一日一日の日銭を稼ぐ日雇就労であり、家庭生活そのものも不安定なものをつくり出している釜ヶ崎において、子どもの生活基盤である地域自体も荒廃し、子どもの生活意識に深くくいこんでしまっているのである。

釜ヶ崎の子どもたちにとっての家族と彼らの生活基盤である地域はどういう状況にあるのか次に述べてさらに釜ヶ崎の子ども達の現状を明確にしていきたい。

2-3. 家族関係から見た釜ヶ崎

行政の定めるあいりん地区(山王1～2丁目、太子1～2丁目、萩之茶屋1～3丁目、天下茶屋北1丁目、花園北1丁目)の有子世帯数は昭和50年度の国勢調査で2,195世帯で、0歳～14歳の児童数は2,249人であって、あいりん地区全人口推定数42,000人(国勢調査では23,217人)に対し5.4%(国勢調査9.7%)に相当する。すなわち10人～20人の大人に対して1人の子どもという割合は寄せ場特有のものを示している。

釜ヶ崎の有子世帯は、一部は単身者が居住する2～3畳の簡易宿泊所に住み、多くは3～6畳の日払いアパート、月払いの木造アパートに居住していて、後者の方が前者よりも定住定着性がある。

また前者の簡易宿泊所に至っては通風性も悪く、炊事もトイレも共同で、子どもの健全育成に値するかどうかは言うに及ばない。

釜ヶ崎の家族形態は、(I)父子家庭、(II)母子家庭、(III)両親のいる家庭の3つに分類できる。

父子家庭、母子家庭の言わば欠損家庭は校区今宮中学校で「あいりん地区」通学者の内21.6%(父子6.6%、母子13.8%、両親なし1.2%、S54年度資料)で、新今宮小中学校では87.5%(父子75.0%、母子12.5%、S54年度資料)である。

父子家庭は釜ヶ崎特有の家族形態と言えるだろう。父親は他の単身の日雇労働者と同じ肉体労働をして、そのうえ、子連れで釜ヶ崎へ流れてきたため、生活面での負担が経済的にも精神的にも大きい。

現在の社会福祉制度において母子家庭には母子福祉法に則って社会福祉的経済援助がなされるのに対して、父子家庭については皆無である。

また釜ヶ崎での父子家庭には継母という存在はあり得ない。それだけ子どもちの父親には経済的余力のないことを示している。そして父親は子どもが怠学、長期欠席、さらに非行と発展して手が付けられなくなると、酒を飲んで子どもに愚痴をこぼすのである。しかし、この子どもらにとって、父親が唯一の家族の構成メンバーであることを忘れてはならない。

釜ヶ崎での母子家庭には内縁の夫があった

り、また子どもにとっての継父が次々と変わるケースも起こり得る。母親は母としてでなく女として生きてしまい、子どもはその犠牲になることもあるのである。

ここで要求されるのは母親の自立であり、子どもへの養育に関心を高めることであるがこの自立の要因を生み出しにくい社会では困難なことである。

このような状況においては子どもと継父とはうまく行かない。男の子の場合、親への反発として外泊、怠学が頻繁になり、女の子の場合は継父との異性の問題で、母親への不信が高まり、外泊、怠学の虞犯行為が現われてくるのである。

これら家族関係での葛藤から生じた虞犯行為は釜ヶ崎という地域性からみ、他の虞犯少年との同類性を見出して、窃盗、喫煙、飲酒、売春と触法、犯罪行為に転化していくことになるのである。

両親のいる家庭においても、釜ヶ崎では内縁関係という夫婦間の薄い存在があったり、子沢山の家族で、一番上の子どもが下の者の世話をせねばならないこともあって、家族関係での葛藤が生じやすい状況にある。

当然のごとく釜ヶ崎の有子世帯には、要・準要保護世帯が多くある。今宮中学校では要準要保護世帯21.8%中、「あいりん地区」の世帯は57.3%を示している。

生活保護費の支給率が高くても、子どもの教育扶助費が父親の飲み代に変わったりすることがあったり、また生活保護を受けながらも、福祉事務所に隠して仕事をする世帯も多く、これは生活保護費の最低保護基準の低さが、彼らの生活にずるさをつくり出す要因になったとも言える。

2-4. 地域性から見た釜ヶ崎

釜ヶ崎は日本の高度経済成長の発展に大きく影響を受けて、いわゆる古典的貧困のスラム形態から肉体的重労働の日雇労働者の街を構成し、寄せ場と呼ばれる日雇労働市場と簡易宿泊所街という居住形態をつくり上げてきた。

0.62kmの地域に簡易宿泊所約200軒、その他日払いアパート、月払い木造アパートが密集

し、商店街を中心に酒屋等の飲食店、ゲームセンター、パチンコ店が並んでいる。

日雇労働者の街として築かれていく中で、有子世帯の子どもたちの生存と発達を保障するものは微々たるもので、釜ヶ崎には4つの公園があるが、3つの公園はフェンスが張られ、入口が一箇所開放されているが、仕事にあぶれた労働者で占領され、公園の中は空ビンとゴミが散らかり、公園局からの週一回の清掃では間に合わぬ状態にある。路上には露店が並び、街角では路上賭博が公然と行なわれている。

夜になると公園は労働のできない労働者の青カン(野宿)組の住みかとなり、商店街と路上には売春婦とおかまが立って客引きをしているのである。

子どもたちの遊び場所は家の前の路上とか、路地であり、また地域にある子ども会関係の施設に顔を出す子もいるが、商店街のゲームセンターに入りっぱなしの子がいて、夜になるとナンバ、アベノの歓楽街へ行ったりするのである。

釜ヶ崎は日雇労働者の街ではあるが、日雇労働者の文化的憩いの場もなければ、健全育成がなされるべき子どもたちにとって地域的に保障されるべきものが何もない現状である。

3. 子どもの発達保障の条件

児童憲章の精神は、

「児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。」

の一説に総括的に示され、すべての児童の心身の全面的な成長・発達や情緒的安定を保障するために、親を援助して、国家、地方自治体が、公私の経済的、社会福祉的、教育的、保健・医療的、環境的諸サービスをその責任によって実施すべきことを意味している。

児童福祉法第1条では「児童福祉の理念」として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」②「すべて児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と規定し、すべての児童の心身の健全育成(成長と発達)とそのための児童に対する

生活と愛護の保障と権利として認めている。

これら子どもの発達生存権はまずは子どもをとりまく生活圏での保障(養護)を進めていくべきである。

横浜の寄せ場「寿」ではコミュニティ・オーガニゼーションが展開され、毎年、寿地区の子どもの実態調査を実施して、子どもの置かれている状況を把握し、地域組織的に対策が講じられている。

釜ヶ崎においても、このような子どもの実態調査を継続的に実施して、現実には置かれている子どもたちの問題を彼らの生活の主體的側面から知る必要がある。

釜ヶ崎の子どもの発達保障(生存と発達)の条件として

(I) 家庭生活での保障——父親の完全雇用、

また、家族紐帯の維持・強化。(経済的、精神的)

(II) 地域生活での保障——遊び場の確保。

(III) 教育・文化——学習権の保障

(IV) 保健衛生・医療

が子どもたちの社会的な生活基盤に立ったものとして必要である。

(I) の家庭生活での保障は、児童の状況が両親の社会経済的状態と養育の意志に制約されるという視点に立って必要である。

児童問題は児童が親の生活に依存することから、親の問題であり、それはすぐれて労働者の生活条件の問題として扱われる。

(II) の地域生活での保障は、児童にとって地域は児童の根ざす物理的・精神的空間の存在であり、児童の生存基盤の生活圏であることを意味している。

(III) 教育・文化、(IV) 保健衛生・医療は、児童は無限の発達の可能性を秘めた存在であるという視点に立って必要な条件である。

一般に児童福祉は単に児童の基本的人権として発達権を内包する生存権を保障するだけでなく、生産年齢世代として次の社会を担うことによって民族全体の福祉に貢献するという限らない期待がこめられているが、釜ヶ崎の子どもにとって釜ヶ崎での現状は劣悪であり、差別問題として児童問題諸対策を把握することができる。

施設での養護は釜ヶ崎に限らず、社会一般

に、子どもにとって自由な社会からの隔離的、強要的な存在であり、大人たちからの威し文句の材料として扱っている。また親への不信と生活の困窮状態からの回避による安堵感と保護者の死亡、入院等によって保護されることでの諦めとして受けとっている。親は非行少年となった我が子に対してどうしようもないものとして扱えたり、自分の飲酒、賭博、覚醒剤使用のため恣意的に子どもを捨て、その時の措置として考えたり、飲酒等が原因で子どもの看護能力ゼロと見られて子どもと分離された時、寂しさが募って子どもを略奪されたという気持ちで施設養護を扱っている。

施設養護の認識がソーシャル・ワーカー、教師、及び保護者において明確にされるべきである。

施設養護は社会福祉的機能の送致に相当する。そして既成の制度集団を最も効果的に利用して問題を個人に解決させる機能である。

児童養護の第一歩は児童の家族関係を安定させることであり、家族の経済的安定、職業、身体的および精神的健康、家族関係、教育、社会的活動、文化、娯楽にわたる社会関係の調整がまず必要である。とりわけ児童の保護に密接な関係をもつ親のもつすべての社会関係の調整は重要である。

親、家族による養護が可能ならば、親、家族と共に家庭で生活することが望ましいという考えは、歴史的経験や児童の心身の成長、発達に関する科学的知見によって一般的になっていて、コミュニティ・ケア論もこの同じ視点から展開されている。

しかし、今日の社会には、児童の扶養機能さえ喪失した家族もまた存在し、だからこそ社会的養護として施設養護が必要とされているのである。

社会的養護を必要とする児童に対する養護の視点は、第1に児童のもつ一般的要求である身体的精神的な全面的発達と情緒的安定を権利として保障する視点である。その場合、児童のもつ無限の発達の可能性、可塑性に対する信頼、確信が必要である。第2には、児童のもつさまざまなハンディキャップを改善克服する特別の配慮が必要である。第3には一人ひとり個として尊重し、一人の人格と

して発達しうるために自立性、自主性を促進する視点をもつことである。第4には、社会化の視点であり、児童の発達の重要な契機と要素である社会的諸関係の豊かな発展のために常に念頭におくべきことである。

施設を集団主義養育の場として位置づけ、個と集団との統一の育ちあいの中で、相互援助、団結、連帯といった、最も民主的な個の自覚によって組織され、支えられた集団が施設という生活の場において実践されるのである。

また現場の養護問題は親と子の私有的関係に深くかかわって教育と福祉の貧困児童問題として扱えられる。

児童の教育と福祉の保障にかかわる行政的レベルの機構や機能は、その養育、扶養義務者の経済的負担への一定限の軽減または、家計扶助的な内容の制約からはなかなか進展し難いものとなっている。その根底に私的責任の「自助の原則」を要求するからである。

養護施設児童に対する国及び地方公共団体の果たす責任は、親の養育責任に対する第二義的なものとして打ち出されてくる場合、それはきわめて「補充」的で、したがって「扶助」的な内容を濃厚とするのである。

権利としての養護の内容を獲得するには養育における私事性、個人責任を共同化、社会化に連帯してゆく運動がおこななければならない。

次に釜ヶ崎での非行問題であるが、その主たる原因は伝統的に論じられる傾向にあった家庭の貧困、欠損、道徳的頹廃などの家族問題に結びつけられると同時に、子どもの生活基盤である地域自体の荒廃が子どもの生活意識に深くくいこまれてしまっていることが上げられる。

非行問題への対応は関係機関のみに任せてしまうのではなく、ねばり強く非行を克服し、新しい力に転化する努力が生まれなければならない。

真にその子らの発達を高め、自己の生活を変革し得るような内的エネルギーに転化させ得るために、親、教師、福祉施設職員、ケース・ワーカーや仲間の実践課題が生まれてくるのであり、地道なかかわりが、家庭や学校、

さらに福祉施設や社会教育の場において展開されていくことが重要である。

非行問題は教育・文化・福祉・労働等の広範な諸領域にまたがり、且つ「貧困、差別、発達」の問題と密接にかかわりあっている。子どもの生活を守り健全な発達を促す課題は自治体、地域民主主義の徹底など総合的判断に立った住民、親、教師らの力量に依拠して、非行を克服する地域課題もその過程に位置づけられてはじめて生きてくるのである。

4. 教育と社会福祉

本来、児童福祉と教育とは児童の発達の両側面を受けもつものである。

次に上げる「あいりん小中学校」は釜ヶ崎に特に見られた不就学・長期欠席児童の教育・生活権の保障のため、教育と福祉との両側面から児童問題をとり扱ってきた学校と言える。

4-1. あいりん小中学校

昭和36年8月、第一次釜ヶ崎暴動事件が勃発し、日雇労働者の就労、生活、教育が差別待遇にあったことが、社会的底辺層にある日雇労働者から指摘されたのである。

暴動を契機に、スラム対策は関係機関の総合対策として行なわれた。

当時、学校にも行けず、仕事（屑拾い、靴磨き）をする少年がいたりして、不就学・長期欠席の児童は200～300人は居たと推定される。

かつて、釜ヶ崎のスラムの子どもの不就学・長期欠席の対策として、徳風学校が戦前まであったことが、現在の西成市民館横のわかき保育園の片隅にある徳風学校記念碑に見られる。徳風学校の不就学・長期欠席児童対策の状況は確井隆次氏著書の『どんぞこのこども』に記されている。

昭和37年に開設されたあいりん小中学校はまさしく徳風学校の不就学・長期欠席児童の対策の再来であった。

「戦後の民主教育のためには、このような貧困児童のみを対象とした特殊学校は認めない。確かに理念としてあってはならない学校である。しかし、現実にはなくてはならな

い学校であった。」と『どんぞこのこども』に確井隆次氏が述べているように、戦後の釜ヶ崎はなおも学校教育の網の目にはどうしてもかからない多くの不就学や長期欠席の児童も残されていた。そして釜ヶ崎の暴動事件後、大阪市はあいりん学園（後、あいりん小中学校）を設けたのである。しかし、あいりん小中学校は、あいりん会館（現在の市立更生相談所）の4階5階を間借りする、運動場もないという劣悪な教育環境にあった。

あいりん小中学校は不就学・長期欠席児童に対し現実的主体的児童問題の対策として開設され、今日の教育政策の補足的、代替的機能として生まれたのであるが、学校状態は応急の一時しのぎの形でしか出来なかったのである。

その後、毎年、あいりん小中学校から現場からの報告として実践報告を含めて、「土のある運動場つきの独立学校の建設」の要求が出され、教師、地区労働組合、及び地域住民の運動が展開された。

約10年の経過を経て、やっと昭和49年に現在の新今宮小中学校の200人の子どもの就学が保障できる土の運動場のある独立学校ができあがったのである。

不就学・長期欠席児童の学習権の保障のため、保護者の児童の負担の軽減に向けて無償教育で、児童の健全育成に向けて遊戯室、シャワー室、洗濯室等が設置され、児童のかかわるすべての面から教育権の保障をうちたてている。

教育機関が教育に関する社会関係を完全なものにしようとするれば、社会関係の主体的側面を問題にしなければならない。この主体的側面は教育以外の社会生活の個別的条件によって規定されるのである。

現在は児童・生徒数が減少し、児童・生徒数が10人という現状で、少数教育の養護的教育の存続の必要性が問われてきている。

これは不就学児童の減少を意味すると同時に住民登録に近い将来設定することを前提に校区の学校へ仮入学できる制度が進められ、これは不就学・長期欠席の状態に置かれていた子どもの現実的主体的問題の対策として、教育制度の中に組み込まれてきたことを意味

している。

あいりん小中学校(現在の新今宮小中学校)は、一般の教育制度に適應されなかった不就業・長期欠席の児童に対して、教育政策の補充的・代替的機能を果たしてきたと言える。

統合教育と集団教育の重要性が叫ばれる昨今、現在の新今宮小中学校はどうあるべきか。つまり、今後とも不就業・長期欠席の児童の問題がなくなるという保障のない限り、一般の学校において、新今宮小中学校の行なってきた福社的教育機能が果たせるかどうかの問題になると言える。

4-2. 学校ケース・ワーカー

あいりん小中学校時代から現在の新今宮小中学校において配置されている学校ケース・ワーカー(岡村重夫氏の「社会福祉学各論」の学校福祉事業の節で言葉を借りれば、「福祉教諭」と言い換えられる。)は、釜ヶ崎へ移ってきて不就業・長期欠席の状態にある児童の発見と、彼らの就学相談、生活相談、それに転学相談を受けもち、学校と家庭、家庭と関係諸機関の媒介役を成してきている。

学校福祉事業は児童の学習に対する予備的条件を整備するもので、学習担当者やその他の学校教職員に対して児童とその背後にある家族と地域社会の制度的機構を説明する代弁者であり、また家族や地域社会の制度的機構に対しては、児童と学校関係者の立場を説明し、かつ両者の仲介を代表者として働くものである。(岡村重夫氏「社会福祉学各論」)

したがって、学校ケース・ワーカーは教育と福祉の交渉関連をなすものとして位置づけられ、学校に配置して、児童・生徒の家庭の問題すべてを受け、生活者の社会生活での個別的条件に応じて、生活者の主体的側面に立って生活者のもつ社会的問題を理解し、社会福祉の社会資源の効果的利用を援助していくものである。

現在、怠学・長期欠席、それに付随した非行の問題は、社会一般に学校教育において深刻な問題になっている。

怠学・長期欠席は児童の生活の場での社会的問題と、学校教育が要求するカリキュラム消化、能力主義社会への応答に欠けることに

よって生じる問題である。

釜ヶ崎においては、児童の生活の場が児童の健全育成を保障し得る現状でなく、常に彼らの個々の生活権が脅かされる状態であるがため、怠学・長期欠席そして非行と加速的に進行していくのである。

したがって、現在の教育体制では釜ヶ崎の学校の怠学・長期欠席の児童の問題が解決し得ないという現実を認めて、社会福祉の補充的機能の導入として学校ケース・ワーカーの配置を考えるべきである。

学校ケース・ワーカーは専門的機能をもったもので、その身分、地位は完全に保障されるべきである。新今宮小中学校のケース・ワーカーは非常勤嘱託で、常に自らの不安定な生活の中でただ仕事への生き甲斐のみで遂行しているにすぎないのである。

4-3. 教育と福祉の統合化

子どもは社会的に「将来期待可能な労働力」であり、教育政策、福祉政策ともに、社会的要求に応えつつ展開されている。

子どもの健全育成、つまり子どもの生存権の保障は常に、生活者の場から叫ばれる運動によってより高められていかなければならない。

教育と福祉の統合化は、こどもの教育にあたり、子どもの生活する場(生活圏)を基盤にして真の教育をなし、子どもの発達生存権を保障していくものである。

教育機関自体の行なう学習活動や、それを補助する保健・衛生、職業指導、心理学的精神医学的サービスと、児童の家庭条件ないし両親とを結びつける個別化的サービスを欠いては真実に教育する機関そのものの意図も実現せられないであろう。

住民の社会制度に対する主体的側面に立って、個別的条件のもとで関係諸機関との関係を密にして、単なる縦割政策に終わらず、この専門的分業制度の相互の機能の役割が統合的に充分に発揮されることが必要である。そしてそれは住民主体に基づく住民参加による組織化運動によって高められていくものである。

以上を踏まえて釜ヶ崎地域の学校は釜ヶ崎

の子どもの健全育成のために、地域に対して開かれた学校教育を採っていくべきである。

補遺

◎就学相談による就学状況(昭53.4月~昭58.9月)

就学年度	新今宮小中	校区内の学校	その他
昭53年度	2	3	1
昭54年度	5	4	3
昭55年度	2	2	2
昭56年度	2	2	2
昭57年度	3	25	3
昭58年度	0	5	4

◎58年度4月~9月の就学相談の現状

A中3……今宮中学校に就学通知書のみが届き、本児が登校しなかったので生徒指導主事と家庭訪問。日払アパートに居住する父子家庭で兄弟3人居て、本児については生活のため働かせたいという。学用品等を学校で準備し、生活保護の相談。

B小1……出生届け未了(父子関係不存在の審判が必要)。日払アパートに居住し、サラ金から逃げてきていて未就学の状態にあった。浪速区役所の学務に母と手続し、恵美小学校へ入学。

C小1……父が事業に失敗し、転出手続せず日払アパートに居住。学務に父母と手続し、恵美小学校へ入学。

D中3、E中2、F子小6……今年2月、西成区の橋から浪速区内の日払アパートに移った父子家庭。上2人は前の学校(T中)でも½くらいしか登校せず、転居の際、住民票を異動させないでいた。父が住民票を移して、F子はまもなくして恵美小学校に転入し、登校したが、(その際恵美小より学生服等の支給)兄2人については9月現在も登校していない。

G兄弟(中2、小5)……「あいりん地区」内の簡易宿泊所に父母とともに1週間前に移り居住。転々とした生活で住民票の異動をせず、8月中旬に「あいりん地区」を出ると言って9月に入ってから不就業状態にある。

これからはじまる

記録集を発刊するについて、創草期の資料を検索していて、隔世の感にうたれた。

あいりん小・中学校時代は施設、設備を含めて教育環境の劣悪さは眼を覆うばかりだが、資料から立ち昇ってくる熱気、人臭さは20年を経た今日なお失せない。教育とは人が成り立たせるもの、どんな環境のなかでも発芽するものであることを思いしらされる。まさに貧しいけれど燃えていた。

開校以来22年の歳月が疾風の如く駆けすぎた。戦後は終わったと言われはじめた頃から、高度経済成長、過疎過密、公害そして石油危機を通過して、日本の文化、社会相は同じ国かと吃驚するほど激変した。社会の底辺に生きる人々は、鋭敏な地震計さながら上下に揺られ、使い捨てられる明日に怯えながら日一日を接いでいったことだろう。本校もパイプ教室の仮住いから愛隣会館での間借り生活を経て、ようやく独立校舎を得たが、昭和50年にさしかかる頃から在籍児童生徒は減少し、56年3月に小学校の児童がゼロになったのに引き続き、中学校も本年3月の卒業式をもって生徒はゼロになる。

本校開設の趣旨に照らして、児童生徒がいなくなることを幸いと見るのは早計である。手厚い介護を求める子どもたちはなお多数存在するのであり、「低廉、使い捨ての労働力供給基地」というあいりん地区の社会的位相に変化がない限り、彼等の子弟は次代の棄民の座に坐らされているのである。

子どもたちはどこへ行ったのか？
さすがに住民票や戸籍を持たない子どもは減ったが、その生活基盤はもろく、家庭崩壊の危機にさらされている。かつては本校が専一に受け入れていた子どもたちは、逆説的に言うなら、住民登録をしたがために、地区の一般校へ就学するようになった。また地区内の簡易宿泊が単身者用に切り変えられていくにつれ、有子家庭は地区の周辺部へと転出していった。この二点が本校の児童生徒減少の主

たる外部要因である。ここで見落してはならないことは、これまでの「あいりん地区」の線引きではスラムの全体像は把握されなくなったこと、そして一般校の門戸は開放されたが、ハンディを背負う子どもたちが、それらの学校でどれだけ教育を保障されていたかという点である。残念なことに、本校開設後、不就学児は本校に委せて憂いなしという姿勢が、一般校の「あいりん教育」への認識を欠くことになったのではなからうか。学校間にありがちな「縄張り」を踏み越えて、あえて苦言を呈するものである。そして同じ鞭で、近来自閉症ぎみであった本校の体質を責めた

い。
草創期の発熱状態も時が移り、人事が巡るにつれしだいに褪せていったことは世の常であるにせよ、正直に告白しなければなるまい。なぜなら「あいりん教育」に安定期はあってはならないからである。「あいりん地区」に注がれた社会の視線やマスコミが潮のひくように遠く、淡くなるにつれ、また周辺校との相互交流もとぎれがちになるにつれ、本校が孤立化していったことも告白しておきたい。

本校を緊急避難の一時停泊港と見るか、恒久施設と考えるかは、開設以来問われ続けてきた命題であるが、朝食を摂れない子ども、幼児を連れて登校することも、父親が飯場へ行ったあと誰もいないドヤの一室で膝をかかえる子どもを眼のあたりにして、直截な解答を引き出すには生木を裂く覚悟がいる。

この2～3年にして、本校の児童生徒の減少を契機により本校の将来を考え、地区内の諸学校が連係して「あいりん教育」に取り組もうとする気運が生まれた。

人種隔離政策のような特殊な施設に子どもを閉じこめることは二度と繰り返さない。公教育の理念に沿って、子どもを集団のなかで育てる。集団の持つ暖かさと苛烈さを体験させる。子どもの背後にのしかかるスラムに眼を据え、再び不就学児を生まない。それは、日

ごと夜ごと打ちひしがれようと、子どもたちが難儀な一步を刻みつけている隊列に私たち教職員が加わることである。厳しい試練のはじまりである。

本記録集は、明治末年に創設された徳風学校の血脈を戦後17年の空白ののち受け継いだ「あいりん学園」「あいりん小・中学校」「新今宮小・中学校」の終焉を告げる鎮魂歌ではなく、新たなる「あいりん教育」の前奏である。

昭和59年3月31日

大阪市立新今宮小・中学校
教職員一同

内井 道夫	飛山 光弘	山口笑美子
岡 繁樹	野添 兼雄	山條 英一
吉川 雅晴	深川 明子	湯浅 昭
玉江 富子	盛 哲治	本田 照恵
小出 豊	杉原なお子	

あいらんの教育22年。

昭和59年3月31日発行・責任編集 飛山光弘・発行所 大阪市立新今宮小学校 大阪市立新今宮中学校（大阪市西成区萩之茶屋1-9-24）



大阪市立新今宮小学校
大阪市立新今宮中学校